

## アメリカ著作権法における終了権制度の研究 －終了権制度導入の意義と有用性について－

### Termination Rights under the U.S. Copyright Act -The Significance and Utility Consideration Adopted at Termination Rights-

兒玉 奉恵\*

#### 要約

終了権制度は、アメリカ著作権法が承継したイギリスのアン法典 11 条にある「取戻・復帰権」と同様であるとみている。合衆国憲法制定前の各州法では復帰条項は多くの州で採用されていたにも関わらず、1790 年法においては「契約自由の原則」が尊重する立場において採用が見送られ、1831 年法においても復帰条項は見当たらなかった。しかし 1831 年法の更新期間の制度が持つその法構造が、1909 年法においては復帰を見込んだ規定として維持され、著作者が更新期間の権利を取得することが明記されたのである。その背景には、アン法典の「取戻・復帰権」同様、著作者の交渉上の弱い立場を考慮し、著作物の成果から実際の利益を保証するという目的を復帰権によって達成しようとしたことが裏付けられる。さらに 1976 年法では、将来の許諾による協定を含んでいるといった反対の合意にもかかわらず、終了権が達成されることになり、これは著作者が最も勝利した点であるといえる。このような考察の下、日本法への示唆を試みた結果、私人間の契約を合理的に考えるならば、終了権制度をその手段として導入することが望ましいのではないかと結論づける。

#### 【目次】

- 第 I 章 はじめに
- 第 II 章 アン法典 (1710 年)
- 第 III 章 アメリカ著作権法 (1790 年法・1831 年法・1909 年法) と復帰権について
- 第 IV 章 終了権制度 (1976 年法) とその成立の過程
- 第 V 章 考察
- 第 VI 章 おわりに
- 卷末資料

\* 青山学院大学大学院 法学研究科 ビジネス法務専攻 知財プログラム 2015 年 修了。

## 第I章 はじめに

1. 終了権とは、アメリカ著作権法<sup>1)</sup>上、「職務著作物以外の著作物の場合、著作者が遺言以外の方法によって行った、著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もしくは非独占的な使用許諾の付与は、一定の条件において終了」させる権利をいう。1978年1月1日以後に権利付与されたものについては203条(a)に、1978年1月1日に最初の保護期間または更新期間が存続している著作権については304条(c)に、304条(c)のうち、ソニー・ボノ著作権保護期間延長法の発効日以前に失効したものについては304条(d)に規定がある。

終了権制度は、譲渡した著作権が著作者に復帰する権利である。したがって、著作物の著作者は著作権を譲渡した場合において、必ずしも永久に著作権を失うわけではなく、一定の期間経過後は、終了通知によって返還を請求し、一定の要件を満たすものであれば、権利付与を終了することができる。また終了権は放棄することができない権利として、著作物の著作者に認め、いかなる反対の合意に関しても行うことができるとしている。

2. アメリカの歌手、レイ・チャールズは2004年にがんで亡くなった。彼の死後、「レイ・チャールズ財団」が設立され、彼の死後発生する著作権料その他の財産の管理はすべてその財団が行い、視覚障害者の教育資金に充てられることになっていた。レイ・チャールズは亡くなる2年前に、12人の子供たちに対し、自身が死亡したあとは、それぞれの子供に、一人につき50万ドルを遺贈すること及び、死後、レイ・チャールズが取得する著作権収入等はすべて財団が収受し、子供たちには分配されない旨の契約書を作成し、子供たちはそれにサインした。ところが、レイ・チャールズの死後、12人の子供たちのうちの7人が、レイ・チャールズが1980年に再交渉によって権利を取得した51曲について、その管理をしているWARNER/CHAPPELL MUSICに対し、終了権を行使できる権利は自分たちにあるとして、著作権解除通知を送ったのである。財団は、この行為は、終了権制度を悪用したものであり、契約不履行として、レイ・チャールズの7人の子供たちに対して、ロサンゼルス連邦地方裁判所に訴訟を提起し、終了請求棄却の申し立て及び、先の取決めの有効性を主張した。

2013年1月25日の裁判所の判決(The Ray Charles Foundation v. Robinson. No. CV 12-2725 (C.D.Cal Jan. 25, 2013))は、財団側の主張に正当性がないということで、原告である財団側の主張を退けている。

アメリカ著作権法における終了権制度は、「職務著作物以外の著作物の場合、著作者が遺言以外の方法によって行った、著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もし

---

1) <http://www.copyright.gov/title17/circ92.pdf>「公益社団法人著作権情報センター 山本隆司訳 外国著作権法 アメリカ編」

くは非独占的な使用許諾の付与は、一定の条件において終了」し、「権利付与の終了は、いかなる反対の合意（遺言を作成しまたは将来の権利付与を行う合意を含む）にかかわらず行うことができる」と規定されている。したがって、レイ・チャールズが死亡している以上、終了権を行使できるのは、生存する子供がいる場合には寡婦及び子供たちであり、さらにレイ・チャールズと子供たちの間で行われた契約によって終了権の行使が妨げられるものでもなく、財団の主張が認められないのは明らかであるといえる。

レイ・チャールズや財団は、終了権制度の要件を見落としてしまったのか、そもそも終了権制度を知らなかったのか、疑問が残るところではあるが、このように1978年1月1日以降に創作された著作物は2013年から順次その終了権行使の時期を迎えることになる。レイ・チャールズの事案に限らず、今後類似の訴訟が起きる可能性は高いのではないかといえる。

このレイ・チャールズの事案のように、本人が生存していなければ、終了権制度は必ずしも本人の意向に沿うものでない場合も生じることに注意が必要であるが、終了権制度は、一定の期間経過後は、権利付与を終了することができる権利であり、このことはすなわち、著作者が著作物の真の価値を証明できる二度目の交渉の機会を与えられた、ということができる。さらにその権利は放棄したり契約で排除することはできないのである。

3. そもそもアメリカ著作権法は、イギリスのアン法典を承継したと言われており、終了権制度導入の意義や有用性を明らかにするならば、アン法典からの理解は不可欠であるといえる。そのアン法典は復帰権を採用していた。そこで本稿では、終了権制度の意義と有用性を明らかにする目的において、アン法典の復帰権がアメリカ著作権法の終了権制度に果たした役割を明らかにしていく。そのためには、まずはアン法典の復帰権を確認した上で、アメリカ著作権法が復帰権を採用した経緯を考察するため、合衆国憲法制定前のイギリスの植民地であった13の州がそれぞれの著作権法を有していた時代から検証を開始し、最初のアメリカ著作権法である1790年法が採用していた更新制度が復帰を見込んだ規定であったのかどうか、その後の1831年法及び1909年法においても同様に復帰条項が存在していたのかどうか、という視点で検証していくことにする。そして、これらの考察を踏まえた上で、終了権制度の意義と有用性に着目し、日本法への示唆を試みる。

## 第Ⅱ章 アン法典（1710年）

アン法典<sup>2)</sup>は11条から成り、2条に著作権期間等の規定があり、11条には「取戻・復帰権」の規定がある。11条は「……14年の期間が終了後、複本の印刷ないしは処分の独占的権利は、その著作者がその時に生存していたならば、さらに14年間、その著作者に戻

2) 巻末23～25頁。

るものとする」<sup>3)</sup>と規定している。

アン法典の立法趣旨は、学術の促進のために、著作者や著作権者及びその家族を海賊出版から守ることであったが、もう一つの目的として、国王大権や書籍商組合の独占による弊害を排除することがあった。アン法典施行以前においては、国王勅許による場合を除き、保護を受けられるのは書籍商組合の構成員に限られ、書籍商は、版權所有の方法が合法的であろうとなかろうと、著作者から版權を買い取り、一度所有すれば独占的、永久的にその著作物の出版は可能であった。また書籍商組合<sup>4)</sup>の構成員以外は登記することができなかったために、著作者は著作物を出版するためには出版者に著作権を譲渡するしか方法がなかった。しかし、アン法典1条及び2条によって、著作者が出版する独占的権利を有することが可能となり、登記簿に登記することができる者についての制限もなくなり、さらに、2条において、既存の書籍及び、以前に著作権が与えられていなかったものは21年間保護され、制定(1710年4月10日)の日以降に発行された著作物に関しては、最初の期間は初めに発行された日から14年、二回目は、著作者が生きていれば継続され、14年の更新期間がある、とされている。したがって、著作者が初めの期間に死亡し、権利が譲渡されていなかったなら、その期間の残りの権利は著作者の意志または無遺言相続の規定で決定し、権利を保有することができるが、二回目の保護期間は、どんな遺言や生前の譲渡にもかかわらず、初めの保護期間の終わりに著作物はパブリック・ドメインになった。また、著作者が二回目の保護期間まで生存し、それから死亡した場合は、どのような生前譲渡があったとしても、権利は終了する<sup>5)</sup>と規定している。なお、未発表の著作物は、永久の保護を享受し続けていた。

このようにアン法典では著作権の保護に時間的制限を設けたことが大きな特徴である。言い換えれば学問と科学、価値ある改善の奨励や、著作者の労働について、永久の排他的権利を与えるのではなく、14年間、仮に著作者が生存したままであれば、全部で28年間という独占権を、著作者の労働に対する奨励として与え<sup>6)</sup>、それで保護は十分であると考えられていたのである。そしてこの著作権の保護を受けられるのは、著作者や著作権者であったにもかかわらず、11条の「取戻・復帰権」の権利を享受するのは著作者に限られ、著作者に与えられた特別の権利になったのである。したがって最初の期間満了後に著作者が生存していたなら、二度目の期間においては著作者にその権利が戻ることとなった。これにより、著作物の販売実績からその実際の価値が保証され、著作者の交渉上の弱い立場

3) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法制資料－1534年のケンブリッジ大学出版特許状、1557年のロンドン書籍出版業組合勅許、1559年の同確認勅許、1710年のアン女王著作権法－」青山ローフォーラム 3巻2号(2014年)106頁。

4) イギリスにおいて15世紀の活版印刷術が導入された時代から存在していたロンドン書籍商の集まりで、後に組合となったもの。

5) William F. Patry Copyright Law and Practice, Vol. I, 1994, 461.

6) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法関連判決集 公正な要約、コモン・ロー著作権」青山法学論集 56巻3号(2014年)21頁。

を想定して二度目の交渉の機会が与えられたのである。

その後、アン法典は1814年法によって改正が行われたが、その際議論となったのが、著作家の生存という要件である。著作家の家族は、著作家の死から、自分達が、その大きな必要にある時である、正にその時に、著作家の労働の利益をすべて失ってしまう<sup>7)</sup> ことに対し、不当性を主張したのである。

### 第三章 アメリカ著作権法(1790年法・1831年法・1909年法)と復帰権について

#### 1. 最初のアメリカ著作権法－1790年法

合衆国憲法制定前には、イギリスの植民地である13の州はそれぞれ独自の著作権法を有していた。その州法<sup>8)</sup>はアン法典を範に立法されたものも多く、その州法にはすでに「取戻・復帰権」が存在していた。

「取戻・復帰権」を採用していた州法は、(1)コネチカット州著作権法「文学と創造的才能を進行するための法律」(1783年1月29日)、(2)メリーランド州著作権法「文学的財産権に関する法律」(1783年4月21日)、(3)ニュージャージー州著作権法「文学を促進し奨励するための法律」(1783年5月27日)、(4)ペンシルバニア州著作権法「本法で定める期間、書籍の複本の著作者ないしは購入者に印刷された複本に対する権利を付与することによって学問を奨励し促進するための法律」(1784年1月13日)、(5)サウスカロライナ州著作権法「技能および科学を奨励する法律」(1784年3月26日)、(6)ジョージア州著作権法「文学と創造的才能を奨励する法律」(1786年2月3日)、(7)ニューヨーク州著作権法「文学を促進するための法律」(1786年4月29日)、以上の7州である。

デラウェア州著作権法は制定されなかったため、デラウェア州を除く12の州のうち、半数以上が「取戻・復帰権」を採用していたことになる。

しかし、初のアメリカ著作権法である1790年法<sup>9)</sup>は、憲法の定める権限に従い、アン法典を模範として制定されたのであるが、アン法典にある「取戻・復帰権」は採用されなかったというべきであろう。なぜなら、1790年法の1条は「……期間の終了時に、著作者、あるいは、複数の著作者のうちの一人在生存し、それが合衆国の市民ないしは合衆国の居住者である場合には、その著作者、その遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、同一の排他的権利を継続して有する」、という更新期間の権利を規定していたに過ぎなかったからである。すなわち、著作者や共同著作者が保護期間満了時に生存していた場合には、さ

7) Lionel Bently, Jane C. Ginsburg, The Sole Right ... Shall Return to the Authors: Anglo-American Author's Reversion Rights from the Statute of Anne to Contemporary U.S. Copyright, 25 Berkeley Technology Law Journal (2010), 1542.

8) [http://copyright.gou/history/copyright Enactments1783-1973.pdf](http://copyright.gou/history/copyright%20Enactments1783-1973.pdf) 松川実「《翻訳》英米知的財産法制資料—1783～1786年成立の米国著作権法—」青山法学論集53巻3号(2011年)93～118頁を参照。

9) 巻末25頁。

らに14年間の独占的権利が継続されることになり、反対に、保護期間満了時にそれらの者が生存していない場合には、著作者に残された配偶者や子供がいたかどうかにかかわらず、著作物はパブリック・ドメインとなったのであるが、条文上、著作者への権利の復帰は規定されてはいなかった。

アメリカ連邦議会がアン法典のような「復帰」を目的にせず、その目的を「独占的権利の継続」としていた背景ははっきりとしていないが、権利を著作者に戻すつもりでなかったならば、なぜそれが著作者の生存を条件にしていたかは明白ではない<sup>10)</sup>。この「独占的権利の継続」によって、更新期間をたとえ「セカンドチャンス」と捉えることができたとしても、著作者が生きているかどうかという偶然によって著作者に権利が復帰するという制度に対する適切な根拠は見出し得ず、したがってアン法典や終了権制度にいう「取戻・復帰権」とはその性質を異にしている可能性があるといえる。

前述のとおり、「取戻・復帰権」は、1790年法の前身でもある州法においてすでに採用されていた。それにも関わらず、アン法典を継受しているといわれる1790年法が、著作者を保護するはずの「取戻・復帰権」の採用に失敗したとするならば、それは恐らく、「契約自由」というイデオロギーの支配が成長してきたことを反映している<sup>11)</sup>のではないかと考えざるを得ないのである。

## 2. 1831年法

ここではまず、1831年法改正法案について下院での審議の資料<sup>12)</sup>から検証をすすめていくことにする。資料を要約すると次のとおりである。

下院は、「著作権に関するいくつかの法律を修正する」という法案を取り上げ、そのうち最後の条項である第16条について、「これまでの通りその著作権を取得した書籍等の著作者等は、法(law)に従って、本法(the act)の利益を、当該著作権の最初の登録から徒過(elapsed)してしまった期間だけでなく、これから定められる期間についても享受することができ、28年の期間になる。そして、本法のもと、もともと保証された著作権との関係で定められたものと同様の期間が経過した時に、著作者、その未亡人、子供に存在する著作権について更新する(renewing)特権と、さらに、本法のいくつかの規定の利益も享受することができる。」としている。

この最後の条項につき、エルスワース議員(Mr. Ellsworth)は、司法委員会の教示により、削除し、その代わりに、別の文章<sup>13)</sup>を挿入することを提案した。しかしホッフマン

10) Jane C. Ginsburg, "The sole right ... shall return to the Authors": Recapturing Authors' Alienated Copyrights, Columbia University School of Law (2009) [http://www.mediainstitute.org/IPI/2009/120809\\_TheSoleRight.php](http://www.mediainstitute.org/IPI/2009/120809_TheSoleRight.php)

11) Bently, Ginsburg 前掲注(2010) 1547.

12) House Debate, Washington D.C. 1831, Library of Congress, Register of Debates, 21st Congress, 2nd Session, (1831) 422-424

13) この文章は修正された法案として1831年法16条と同一である。

議員 (Mr. Hoffman) は、その法案に反対した。なぜなら本法案は、著作者ないしは発行人と公衆との間での黙示の契約が存在し、著作者と発行人は、その著作権に基づいて、その書籍を法外な価格で公衆に販売した。それ故、その著作権が徒過した時には、公衆には、その著作物を自分で利用する権利がある。それにもかかわらず、このような著作者の利益だけを確保するような独占権を確立することは、公衆にとって有害になる。国民にも、著作者や発行者と同様、保証されるべき権利がある、と主張したのである。

これに対し、エルスワース議員は、本法案を擁護し、その法律によって生存している著作者に与える保証を拡大すべきという修正案を提案した。

ホフマン議員は、これに異論を唱えた (replied)。それに対して、ハンティントン議員 (Mr. Huntington) は、熱心にその法案を、この国にとって名誉になり、非常に卓越したレベルで、知的な者を高尚にし、尊くするすべての物の発達を促進する法として修正案を支持する、と述べ、例えて言えば、ウェブスターの辞書は、無類の著作物であるが、その著作者の学問、勤勉と才能の不朽の名作であり、その偉大な著作物が、全人生の労働であり、現行法ではその著作者に保証されているが、それは、著作権の期間を拡大している法案が成立した暁にも、認められた期間だけである、と主張した。

バープランク議員 (Mr. Verplanck) は、暗黙の契約によって、著作者は、14年間で満了した段階で、その著作物への自分の権利を公衆に対して放棄する (relinquish) という議論について、その議論全体は、常識の目にとってもはっきりしているように、間違っているし、本国の法に矛盾しているという。バープランク議員によれば、自然の権利は、すべての者によって承認され、それゆえ、剽窃 (plagiarism) と文学的海賊版 (literary piracy) が不名誉につきまわっている。自然の権利は、イギリスでは、そのように捉えられている。そして、王座裁判所で審理された文学的財産権の大きなケースでは、裁判官達は、著作者がその著作物という財産権上の固有の権利を持っているという全員一致の意見であった。下院で係属している本法案は、単に、救済を28年間に拡大することだけである。それは、一つの財産権を付与することではない。バープランク議員がいうところによれば、本法案とその修正案は、法として成立すべきである。なぜなら、この法案は、単に賢明で適切であると考えただけではなく、共通の正義の必要な法律と考えるからである、と主張したのである。

ホフマン議員は反論を繰り返したが、エルスワース議員の修正案は、その後、朗読され、そして議決された。ホフマン議員は、さらに、28年を削除し、14年を挿入するために修正案を提出したが、その提案は否決され、本法案は、修正された後に、下院において賛成81票、反対31票につき、可決されたのである。

以上のような審議が行われた結果、成立した1831年法<sup>14)</sup>では、保護期間が28年から42年に延長された。その内訳は、最初の保護期間の28年(1条)と更新期間の14年(2

14) 巻末26～27頁。

条)である。最初の保護期間は14年から倍の28年に延長され、更新後の期間は14年のまま据え置かれることになった。また、更新権利者の資格適格から、遺言執行者や遺産管理人、権利譲受人を外し、著作者が更新期間前に死亡した場合、更新権は配偶者と子供に帰属するとしている(2条)。したがって、著作者が出版社に著作権を売り渡したとしても、著作者やその遺族は更新により、更新期間の14年間は再び権利を享有できることとなった。ただし、著作者に配偶者や子供がいなかった場合は、権利の更新ができず、著作物は初めの保護期間満了後はすべてパブリック・ドメインとなった。

1831年法にとって、最初の保護期間を倍にするのと同じくらい重要なことは、著作者が最初の期間の満了前に死亡した場合にパブリック・ドメインとなるのではなく、更新期間の「独占的権利の継続」を寡婦または子供たちに与えたことであった。1831年法の改正はこのようにして「著作者に与える保証の拡大」という目的を達成したのであるが、その拡大の範囲に「取戻・復帰権」は直接的に採用されなかったようである。この点をたとえば解釈によって、更新期間の権利を継続するために、譲渡した権利がいったん著作者の元に戻り、改めて更新期間の契約の交渉をすることができると考えることも不可能とはいえないが、もしそうであるならば、審議の段階で「取戻・復帰権」についてもっと議論がなされていたはずである。そのような内容が見当たらなかった点においていえばやはり、ここでの著作者の更新期間の権利はあくまでも「独占的権利の継続」にほかならないということができる。

また同時に、「独占的権利の継続」について、著作者の生存という要件がなくなったために、別の問題が生じることになった。まず、①著作者は初めの期間において、生存中に更新期間の譲渡が可能だったのかどうか。②遺言により著作者は残された配偶者と子供以外のだれかに更新期間の権利を譲渡することができたのかどうか、ということである。この点、1831年法において、1790年法の「譲受人」を削除した目的が、出版社よりむしろ著作者を支援することであるとするならば、更新期間の権利を誰かに譲渡することも、遺言によって特定の誰かのために与えることも否定されるのではないかと思われる<sup>15)</sup>が、この点についても明白な記述は見当たらなかった。

### 3. 1909年法

1905年12月、Theodore Roosevelt大統領は、当時の状況に合わせるためアメリカ著作権法の全面改正を呼びかけた。その結果として制定されたのが1909年著作権法であり<sup>16)</sup>、議会は、異なる条項を集めて法規に加えて改正し、実質的に最初の連邦著作権体系を構築

15) William F. Patry 前掲注5) (1994) 467.

16) マーシャル・A・リーファー (内藤裕史・神谷智彦・太田隆志訳)「アメリカ著作権法」レクシスネクシス・ジャパン (2008年) 10頁。

した<sup>17)</sup>。その後ごく細部の修正はあったものの、現行法である1976年著作権法が施行されるまでの68年間、効力を有し続けたのである。

1909年法に多大な影響を与えたと言われているのが、アメリカの作家、マーク・トウェインである。トウェインは、19世紀半ばのアメリカにおける出版ビジネスの台頭期を読者として過ごし、出版産業の拡張期に作家として成功をおさめ、さらなる発展期に国際的な海賊版に悩まされたことにより「著作権」の制度的確立に奔走した<sup>18)</sup>。1886年、連邦上院特許委員会が国際著作権の問題についての聴聞会を開いた際にトウェインに意見を求めている<sup>19)</sup>。ここで、著作権の保護期間の短さや、出版社が権利を持ち続けることについて批判し、不動産を引き合いに出しながら法的整備の必要性について主張したのである<sup>20)</sup>。

そしてトウェインは再び1906年12月7日の聴聞会に招かれたが、この聴聞会の席での主張とは別に、トウェインはオフレコの会話で、「単に更新請求権を譲渡していなかったもので、著書「赤毛布外遊記」の成功の利益を得た」という自身の体験を委員長のカリヤーに知らせたようである。キャリア委員長は、後に1831年の法構造を継続し保有するために、このトウェインのコメントを挙げ、1907年1月30日に彼が議長を務めた委員会では、「版權の所有者が最初に、公表から28年の時点で、全部の保護期間に関する保護の要望を著作権局に通知し記録したならば、死後30年の期間を与える」という内容の修正案を提出した。この修正案は、著作者の生存期間及び著作者の死後一定の期間という国際的合意によるものと、著作者の残された配偶者と子供のために役立つものであることを強調した。しかしながらキャリア委員長は翌年、先の許諾のように、著作物のタイトルを共に著作権局に登録するというより、むしろ公表の日付からの期間を測定し、著作権の保護期間より長生きしたというトウェインの証言に対応して、更新期間を28年という従来の倍にして、最初の保護期間と更新期間の現体制を保持した法案を導入した。この法案は、議会の次のセッションのときに再度紹介され、1909年法として成立し<sup>21)</sup>、その結果1909年法においては、最長56年の保護期間が与えられ、その内訳は、登録を条件とした28年の最初の期間と、28年の更新期間であった。

しかし当初、委員会では、キャリア委員長の要求とは反対に、著作者の死後50年という単一の期間のほうがよりいいという意見が出ていたところ、その後の本格的な検討の末、著作者が更新の期間を保持する利点が明確にされたのである。その理由は、委員会が、著作者が比較的わずかな金額で著作権を出版社に完全に販売することはまれではなく、売り渡した著作物が大成功であると判明し、28年の期間を超えて著作者が生きている場合、

17) Lionel Bently & Jane C Ginsburg, "The Sole Right ... Shall Return to the Authors": Anglo-American Authors' Reversion Rights From The Statute of Anne to Contemporary U.S. Copyright, University of Cambridge Faculty of Law (2011) 62-68.

18) 中垣恒太郎「マーク・トウェインと近代国家アメリカ」音羽書房鶴見書店(2012年)275頁。

19) 中垣 前掲注17)(2012年)287頁。

20) Mark Twain, "Copyright," Speeches, 1910. Oxford University Press, (1996) 314-321.

21) William F. Patry 前掲注5)(1994)468-469.

更新期間は、著作者の独占的権利であるべきであり、法はその権利を著作者から奪うことができないよう、現行法のように組み立てられるべきだと感じたからであった<sup>22)</sup>。

このことは1909年法において反映される結果となり、23条<sup>23)</sup>は、「…更新期間の権利は、著作者が生きていたならば著作者が、著作者が死亡していたなら、寡婦、寡夫または子供に、著作者も寡婦、寡夫または子供もいない場合には、遺言執行者に、さらに遺言執行者もいない場合は著作者の近親者が取得する」としたのである。つまり、更新期間の権利について、1831年法が「独占的権利の継続」であったところ、1909年法においてはその法構造は維持しながらもその目的は、「更新期間の権利を…取得する」となったのである。この1909年法の規定が示しているのは、更新期間について、著作者が改めて権利を取得する、ということなのである。

ここで検証しなければならないのは、アン法典の「取戻・復帰権」との関係である。更新期間の規定について、構造上は、1831年法も1909年法も同様であるが、1831年法はアン法典の「取戻・復帰権」とは異なっていた。重要なのは更新期間の考え方である。1909年法は委員会の内容が示すとおり、更新期間について、著作者に権利が戻ることを予定していたことが確認できる。このことはすなわち、1909年法が着実に「取戻・復帰権」の考え方を採用する方向に向かい、アメリカ著作権法としては初めて「復帰」を見込んだ規定になったのである。

したがって著作者が最初の28年の保護期間中に著作権を譲渡した場合、更新期間の権利を保持するのは著作者（著作者が死亡した場合には法定相続人）であり、更新によって著作権は一旦、著作者のもとに戻り、更新の手続きによって延長された期間の著作権については、最初の28年の販売実績によって本来の価値が算定された結果、改めてその価値に基づいて、28年の更新期間について交渉する機会が得られることになり、著作物の価値に注目した著作者保護の制度として、仕事で成功した利益を楽しむ二度目の機会を、更新請求権のある著作者とその家族に与えたのである。

一方、1831年法で不明となっていた、著作者による更新期間の譲渡については、1909年法においても、答えが得られないままとなっている。そして1831年法同様に、更新手続きには著作者の生存という要件はないままであることから、1831年法が、1790年法の「譲受人」を削除した目的が、出版社よりむしろ著作者を支援することであり、更新期間の権利を誰かに譲渡することはともかく、遺言によって特定の誰かのために与えることについて、1909年法においては肯定されることになった。

22) William F. Patry 前掲注5) (1994) 469-470.

23) 巻末 27 頁。

## 第IV章 終了権制度（1976年法）とその成立の過程

### 1. 1963年予備草案

1976年法はまず1963年に予備草案が作成された。草案のはじめに、公表または未公表のいずれの著作物についても、著作権は創作によって自動的に与えられる統一された制度にする、という専門家の提案<sup>24)</sup>によって、保護期間に関する諸条件を変えなければならなくなかった。そこで、著作権局は二つの選択肢を提案した。A案は、未発表の著作物については登録の年から75年間、または公表、創作の年から100年の期間である<sup>25)</sup>。B案は著作者の死後50年の期間であった<sup>26)</sup>。

そのほか、共同著作の期間は二人目の著作者の死後50年とし、匿名・変名・職務著作物については著作者の死から保護期間を測定することができないため、未公表のものは登録から75年、または初めに公表されてから100年という例外的な期間にした。そして1909年法が適用されている既存の著作物についてはその期間が初めの期間にあるのか、更新期間にあるのかどうかによって変わるようになった。更新期間については、19年延長し、自動的に47年の期間になることになっていた。したがって、1909年法の28年の最初の期間と47年の更新期間の合計である75年の期間は、著作者の死後50年という保護期間と同等であるという大雑把なものであった<sup>27)</sup>。

終了権制度についても草案に盛り込まれた。その内容はA案において、制定日以降に譲渡された独占権については、25年後に自動終了するもので、譲渡不可な終了権制度として提案された。そしてこの終了権制度はどんな反対の合意も立てることができない、というものであり、B案においては、延長された更新期間の終了制度は強く反対された<sup>28)</sup>。

### 2. 1964年修正案

1964年の修正案は、保護期間においては、著作者の死後50年の基本の期間及び、匿名・変名著作物や職務著作物は、最初の公表の日から75年または創作から100年の期間というB案を採用した<sup>29)</sup>。共同著作物については共同著作者の二番目の著作者の死後50年を採用された<sup>30)</sup>。これは、海外市場が増加することに重要性を見出し、ベルヌ条約と歩

24) Copyright law revision part 3: preliminary draft for revised U.S. copyright law and discussions and comments on the draft (September 1964) . 18, § 19.

25) Copyright law revision part3: preliminary draft for revised U.S. copyright law and discussions and comments on the draft (September 1964) . 18, § 20.

26) Copyright law revision part3: preliminary draft for revised U.S. copyright law and discussions and comments on the draft (September 1964) .19, § 20(a).

27) Copyright law revision part3: preliminary draft for revised U.S. copyright law and discussions and comments on the draft (September 1964) .

28) William F. Patry 前掲注 5) (1994) 487.

29) House Report 11947, House Report 12354 § 20(a), 20(c), 88th Congress second session (1964)

30) House Report 11947, House Report 12354 § 20(b), 88th Congress second session (1964).

調を合わせ、国際規格にアメリカ法を従わせる必要性があったからである<sup>31)</sup>。

これら保護期間の規定以上に1964年修正案で最も論争的になっていたのは復帰権の条項であった。まず保護期間が既存の著作物に関して、著作者の人生から測定される一つの期間に変わることによって、新たに期間の途中で規則を改めるといような重大な試みはなされなかったことがあげられる。1965年の著作権補足レポートによれば、「最初の期間の著作物は特定の更新の見込みを受け、その多くは交渉され、売却されてきた。したがってこれらの期待を損なうことは不当だと確信していた。しかしながら、保護期間を単一の期間にするという決定は、結果として、曖昧な更新条項の複雑さと不確実性の要因となった」と強調して<sup>32)</sup>。

著作権局は、著作者によって1967年1月1日以降実行された移転は、職務著作物、終了の前に作られた二次的著作物、および遺言によるものを除き、適時に終了通知を登録することによって、所有するすべての権利が著作者または法定相続人に戻るよう提案し<sup>33)</sup>、それは実行の日から35年後にいつでも、終了をすることができるというものであった<sup>34)</sup>。1963年の予備草案Bでは、終了権制度は強く反対されたが、1964年の修正案は、この価値の見合わない移転についてB案を採用することを断念した<sup>35)</sup>。

### 3. 1965年修正案

1965年の修正案は更新期間に関する1964年の修正案の条項を保持する態度を示していた<sup>36)</sup>が、更新登録を出願することができた場合の終了条項と期間においては変更が行われ、これらの条項は「最も危険で難しい問題」として記録された、と説明がなされている。しかしながら203条、304条(c)の職務著作に関する妥協は達せられ、誰が終了してもよいか明確にした1966年の修正を例外として、終了した利益配分を指定した。また共同著作物のための期間は、最後に生存する著作者の死から測定されると規定し、1965年の修正案の条項は1976年法に組み入れられた。1965年修正案の元での終了権は自動的ではなく、また排他的・非独占的なライセンスの終了を含んでいたが、職務著作による著作物と遺言による譲渡は除かれていた<sup>37)</sup>。

31) William F. Patry 前掲注5) (1994) 488.

32) Supplementary report of the register of copyrights on the general revision of the U.S. copyright law: 1965 Revision Bill, 89th Congress, first Session 88 (House Committee Print 1965) 92.

33) William F. Patry 前掲注5) (1994) 488.

34) Copyright law revision:S.3008, House Report 11947, House Report 12354, 88th Congress second session § 16 (1964).

35) Copyright law revision part 3: preliminary draft for revised U.S. copyright law and discussions and comments on the draft at 15-16, § 16 (September 1964).

36) Copyright law revision S. 3008, House Report 11947, § § 302-305, 89th Congress., first Session (1965).

37) William F. Patry 前掲注5) (1994) 489.

#### 4. 1976 年法

1976 年法は修正案をより詳細に検討し、継続期間についての考え方を 3 つに分類した。① 1978 年 1 月 1 日後に創作された著作物、② 1978 年 1 月 1 日において未発行、未登録の著作物、③ 1978 年 1 月前に発行された著作物、である。したがってこれらに配慮した終了権制度が検討されることになる。

また、これまで採用されてきた二つの保護期間の制度を断念し、著作者の死後 50 年という国際規格を採用した。これによって歴史的に、二つの別個の保護期間、つまり最初の保護期間と更新された期間を与えるものと扱われてきたが、この制度はなくなった。こうして復帰権を引き起こした更新期間はもはや存在しなくなったが、アメリカ連邦議会は復帰権を保持すると決め、2 年以上 10 年以下の事前通告を条件として著作権における権利の許諾の決定日から 35 ～ 40 年間有効になる権利にそれを固定した<sup>38)</sup>。

二つの期間の構造は、現行 1976 年著作権法では廃止されたが、二重構造のモデルのキーとなる局面はそのまま残っている。つまり、著作者は、1976 年著作権法前に著作権が付与された著作物の更新期間に対して、譲受人ないしはライセンシーの権利を終了させることができ、また、著作権が付与されてから 35 年と 40 年の間で、1978 年 1 月 1 日 (1976 年著作権法の発行日) 以降に付与された著作権のライセンスないしは移転も終了させることができる<sup>39)</sup> のである。

1976 年法の終了権制度において最も著作者が勝利したといえる点は、将来の許諾による協定を含んでいるといった反対の合意にもかかわらず、終了権が達成されるということである。したがって、著作者の契約が終了権を行使することを放棄するか、差し控えることを意味したとしても、著作者も相続人も制限されないとみなされるだろう<sup>40)</sup>。

終了権制度は、更新制度と異なった点がほかにもあるが、その代表的なものや特徴的なものは次のとおりである。

##### (1) 権利付与に基づいて作成された二次的著作物の使用

1909 年法の更新期間の制度においては、最初の期間に作成された二次的著作物の所有者は、更新期間の権利者と再度交渉しなければならなかった。すなわち、著作者は原著物及び二次的著作物について更新期間における権利の継続について、独占的な権利を持つことになっていた。しかし、終了権制度においては、創作者による権利付与が二次的著作物作成の権利を含んでおり、二次的著作物が終了の発効日までに作成された場合、二次的著作物の著作権者は、終了の発行日後も付与された著作権を使用し続けることができる。これは、権利付与が 1978 年 1 月 1 日以前になされたか以後になされたかに関係ない。権

38) Jane C. Ginsburg. 前掲注 10) (2009)

39) Jon M. Garon, Elaine D. Ziff, The Work Made for Hire Doctrine Revisited, Startup and Technology Employees and the Use of Contracts in a Hiring Relationship, 12 Minn. J. L. Science and Technology (2011) 490.

40) Jane C. Ginsburg. 前掲注 10) (2009)

権利付与が1978年1月1日以前になされた場合、当該権利付与が創作者によってなされたとしても、創作者の遺族によってなされたとしても、このことが当てはまる。

したがって、当該二次的著作物が付与された権利の範囲内で使用されているかぎり、二次的著作物の著作権者は、これについて独占的権利を行使することができ、原著作物を回復した者から承諾を得る必要はないのである。しかし、終了した権利付与の対象である著作物を原著作物として別の二次的著作物を作成しようとするれば、原著作物を回復した者から承諾を得る必要がある<sup>41)</sup>。

## (2) 権利実現の手続

1909年法と1976年法の別の違いは、権利の実現にもある。1909年法において著作者または法定相続人が、更新請求権復帰を得るためには、著作物の著作権登録を更新することが必要だった。一方1976年法は、終了権を行使できる時に著作権者に対して書面による終了通知を送達することである(203条(a)(4))。なお、連邦著作権局は、終了通知の様式は定めていないが、1978年1月1日までに行われた権利付与の終了については、終了通知に記載すべき事項を定めている。

終了の発効日については、①終了の発効日から2年以上前であり、かつ、②終了の発効日から10年以上前でない期間内に終了通知が送達された場合のみ、終了通知が有効となる。

いったん終了通知を送達すれば、連邦著作権局にその写しを通知に記載した発効日より前に届け出なければならない。通知が期限内に届け出られなければ終了通知は発効せず、著作権譲渡は終了しないことになる。

## (3) 1978年前に発行した更新期間の終了権

1978年以前に発行した著作物について、アメリカ連邦議会は、1976年法の保護のもとで作成された著作物の75年の保護期間と近似するよう、著作権の期間を19年延長した<sup>42)</sup>。この追加した19年は、自動的に与えられるが、権利付与を終了することによって回復できるのは、更新期間全部ではなく、最後の19年間である。このことは、権利付与を受けた譲受人には、追加の保護期間を与えたが、同時に著作者がその許諾を終了することができる機会を与えたことになる。

## (4) 例外規定と職務著作物

終了権制度には例外規定があり、①職務著作物、②外国の著作権法によって保護される著作物、③著作者以外の者が行った権利付与、④著作者の遺言による権利付与、については終了権の適用はない。したがって、これらに対する著作権の譲渡は、終了権によって終了せず、他の事由によって終了する場合を除き、当事者の合意した期間の満了まで終了することはない。

41) デイビッド・A・ワインスティン(山本隆司訳)「アメリカ著作権法」商事法務研究会(1990年)272頁。

42) Jane C. Ginsburg. 前掲注10)(2009)

著作権法は、元々著作物の著作者が著作権者であるということを前提とし、小説家、画家、作曲家の場合には、この前提がよく当て嵌まる。しかしながら、著作物は現実の社会においては、職業的努力の範囲で開発されることが少なくない<sup>43)</sup>。このことから、職務著作物の著作権は、最初に従業員ではなく、雇用者に付与されるので、法は、著作権移転の合意を扱わず、それ故、著作者に著作権の付与を終了させる権利も与えていない<sup>44)</sup>のである。こうした職務著作物の終了権の例外規定は、雇用状態で創作された著作物が、後日、終了によって奪い返されることがないという大きな安心を提供することになった。

ところが、この職務著作物の例外規定は、思わぬところに影響をおよぼすことになった。1976年の制定当時、101条の職務著作物の規定にある「委託著作物」において、特別に注文され、あるいは委託された著作物の条件を満たす著作物は、①集合著作物への寄与、②映画著作物ないしはその他の視聴覚著作物の一部、③翻訳、④補充的な著作物、⑤編集著作物、⑥教科書、⑦試験、⑧試験のための解答資料、⑨地図、であった。この列挙から外れた明らかな候補は、「録音」である<sup>45)</sup>。不注意によって<sup>46)</sup>、あるいは意図的に<sup>47)</sup>、1976年法は、録音の委託の身分に対する可能性を提供しなかった<sup>48)</sup>。そのほぼ24年後に、連邦議会は、特殊注文ないしは委託著作物の列挙に、録音という範疇を追加した。その直後に、連

43) Garon, Ziff 前掲注 39) 489

44) スパイダーマンとアイアンマンのようなスーパーヒーローキャラクターで知られる漫画家の Jack Kirby は、最近マーベルエンターテイメントに45通の著作権終了の通知を送った。それに応えて、マーベルは、ニューヨーク連邦地方裁判所に訴訟を提起し、さまざまなコミック本の創作は、職務著作物であるという宣言判決を求めた。この訴訟は数十億ドルに値するかもしれない。Erline Aguiluz, Jack Kirby's Estate Battles Marvel Over Copyright Termination, N.Y. ESTATE PLANNING NEWS (December, 8, 2010, 8:59 AM), <http://newyorkestateplanningnews.com/2010/12/jack-kirbys-estate-battles-marvel-over-copyright-termination.html>.

45) Stagers v. Real Authentic Sound, 77 F. Supp. second 57, 64 (D.D.C. 1999)., In Lulirama Ltd., Inc. v. Axxess Broadcast Services, Inc., 128 F.3d 872 (5th Cir. 1997).

Lulirama Ltd., Inc. v. Axxess Broadcast Services, Inc., 128 F.3d 872 (5th Cir. 1997) 判決において、地方裁判所は、テレビとラジオ両方のための録音を作成するために雇用された個人に関して、視聴覚 (audiovisual) という広い用語を、聴覚的で視覚的に結びついた著作物だけでなく、純粋に視覚的な著作物と純粋に聴覚的な著作物の双方を含むものと解釈するのが最善である」と判断した。そのような解釈は制定法に反するので、控訴審では支持されなかった。

46) Nimmer on Copyright, LexisNexis (2012) 32.

最終的に採用された職務著作物規定を具体化した最初の法案は、1972年2月15日に録音物に連邦著作権の保護が始まった以前の、1960年代に由来するという事実を指摘する見解がある。この見解によれば、連邦議会が録音物の範疇を職務著作物に含まなかったことは、単なる歴史の偶然であるというが、しかし、問題が前面に出て来て、そのようにしたのであろう。146 Congress. Record. S10498の2000年10月12日の上院議員ハッチの発言によると、「比較的最近になるまで、録音物は著作権のある著作物としての地位を取得しなかった。そして、それが著作権の不要可能な著作物のリストに追加された時には、職務著作物のリストには追加されなかった」という。

47) 録音物を1976年法からこのように外したことは意図的であるという反対の見解もある。録音物に関して連邦の保護が1971年に立法化される前に、適切な妥協が成立したと、前述のように指摘する見解について、問題は、「この排除を救済するために利用できた5年間という期間である」。

48) 以下に展開されるように、それが、同時に、制定法で列挙された範疇 (例えば、「補充的著作物」) の一つに性質決定される限りで、たまたま録音物である物が、それにもかかわらず、特殊な委託著作物として資格があるかも知れない。それが、給料を貰う従業員によって創作されれば、職務著作物であるかも知れない。

邦議会は、録音の追加を取り消したのである。

このようなことが起きた背景には、レコード音楽が職務著作物に該当するよう、「録音物」を職務著作物の2項「委託著作物」に紛れ込ませ、終了権制度によって著作者に権利が戻ることを回避するために行ったことだったのである。レコード業界が制度を変更してまで終了権制度を回避したかった理由は、1978年1月1日以降に創作された著作物について、早ければ2013年以降、著作者は、順次その終了権を行使することができるからである。したがって、終了通知が終了の発効日の10年前に送られると仮定すると、最初の有効な通知は、2003年には送達することができるのである。したがって、譲渡を受けた著作物が職務著作物に該当するかどうかはレコード業界にとって大きな問題だったのである。

ほかに、1999年の議会では、テレビ信号の再転送に適用できる法定免許を改めるために、衛星通信を自宅で利用するための法律 (Satellite Home Viewer Improvement Act) を採用した<sup>49)</sup>。この法の最後には、「技術的修正」というタイトルの規定が含まれていた<sup>50)</sup>。この条項は、「プログラミング (programing)」を削除し、「プログラミング (programming)」と置き換える改正を行った。この最後の規定はまさに、委託された職務著作物と同様に保護の資格がある範疇として、そこに、こっそりと録音物の規定を追加したのである<sup>51)</sup>。この改正は明らかに、衛星通信という主題とは何の関係もなく、法案の草案段階においては含まれていなかったが、最後の最後に、こっそりと忍び込んだのである。それより2ヶ月早く、連邦議会は、連邦法典17号に技術的訂正をするための法律 (An Act to Make Technical Corrections)<sup>52)</sup> を成立させたが、現実には、1976年著作権法に対して技術的な改正を達成したといえるのである。この技術的訂正をするための法律の目的は、「純粋に技術的」であって、「法に何らの実質的な変化」を伴うものではなかった<sup>53)</sup>。反対に、1999年の衛星通信を自宅で利用するための法律 (Satellite Home Viewer Improvement Act) での、録音物に関する修正は、実質的であり、その趣意書にもかかわらず、技術的とは言えなかった<sup>54)</sup>。

したがって、これには多くの批判があり、下院の司法小委員会と知的財産小委員会は、

49) § 8.18[G][1][a] 以下、この改正は、包括的法律の一部として現れている。

50) Act of November 29, 1999, Public Law No. 106-113, App. I, Section 1011, 113 Stat. 1501.

51) Act of November 29, 1999, Public Law No. 106-113, App. I, Section 5005, 113 Stat. 1501. § 8A.17[E] 以下、1999年の衛星通信を自宅で利用するための法律 (Satellite Home Viewer Improvement Act) は、1999年の知的財産と通信の包括的改革法の一部である。1999年の衛星通信を自宅で利用するための法律 (あるいは知的財産と通信の包括的改革法) の最後に規定されて、別の顔を持っているが、同様に、「技術的修正」と命名されてはいたが、現実には、同様に、実質的な影響を与えた。

52) Act of August. 5, 1999, Public Law No. 106-44, 113 Stat. 221.

53) House Report Rep. No. 106-84, 106th Congress., first Session 1 (1999).

54) 著作権局長 Marybeth Peter は、「これは、何人かが批判したように、技術的修正ではなく、著作権法に対する実質的な修正である」ことに同意している。

本改正が実施されてから1年半後に、本テーマに付き公聴会を召集した<sup>55)</sup>。2000年監視公聴会の席で議長は、1972年に録音物の保護が認められてから、レコード会社は録音物を職務著作物として登録してきたことや、すべての契約書に録音物が職務著作物であるという文言が採用されてきたことを指摘し、今までにそれを理由に異議を申し立てられていないと主張し、1999年の衛星通信を自宅で利用するための法律（the Satellite Home Viewer Improvement Act）を審議した両院協議会がこの改正を、「職務著作物の定義を技術的かつ準拠した変更」を表しているものと結論づけたことに同意した<sup>56)</sup>。

これに対し著作権局長は、1960年代のレコード会社の状況においては、職務著作物とみなされるような雇用が存在していたが、現在では録音物はそのような従業員による著作物とみなすことはできず、したがって、著作権局長は録音物が1999年の修正の前に、特に委託された著作物とみなされるかどうかという即時の質問に関しても、適切に、業界契約も著作権局での登録実務も、録音物を職務著作物とすることはできないと述べた。

こうした経緯から連邦議会は改正を廃止した。2000年の職務著作物と著作権の修正法（The Work Made for Hire and Copyright Corrections Act of 2000）<sup>57)</sup>は、委託著作物と認められる列挙から「録音物」を削除し<sup>58)</sup>、その取消を1999年法の発効日に遡及することにした。さらに2000年の職務著作物と著作権の修正法は、「ある著作物が職務著作物と認められるかどうかを判断する」際には、1999年の修正も、「1999年の修正によって追加された文言の削除も……考慮されるべきではなく、別段、何らの法的重要性も与えられるべきではない」と追加した<sup>59)</sup>。取消しのそれ自体が、政策の実質的な選択を暗示しているという非難を避けようと<sup>60)</sup>、連邦議会は、できる限り中立であると自らを表現した<sup>61)</sup>のである。

終了権制度に職務著作物の例外規定がある以上、録音物が特別な委託著作物とみなされるかどうかは重要である。録音物が列挙されていないからといって、すぐさま委託著作物に該当しないというわけではないから、当該著作物が委託著作物かどうかということは、今後も別の議論によって巻き起こってくる可能性があるといえる。

---

55) (2000年9月6日の下院議員バーマン (Berman) の声明。「連邦議会は、このような変更をなす前に、もっと広範な審議を行うべきであった。」(2000年9月19日の下院議員コニャーズ (Conyers) の声明。「我々は、決してこのように議事を行うべきではなかった。」)

56) 「録音物は、彼ら自身の権利において保護されたので、職務著作物として、著作権局にずっと登録されてきた。」

57) Public Law No. 106-379, Section 1, 114 Stat. 1444 (October 27, 2000) (short title).

58) Public Law No. 106-379, Section 2(a)(1), 114 Stat. 1444 (October 27, 2000) (short title).

59) 1976年法101条の「職務著作物」の定義 (P2 (A))。この警告は、「裁判所と著作権局」の双方に適用される。

60) House Report Rep. No. 106-861, 106th Congress., second Sess. 5 (2000) ; 146 Congress. Record. H7245 (daily edition September 6, 2000) (statement of Report Berman).

61) 1976年法101条の「職務著作物」の定義 P 2(B)。連動条項は、法案通過と取消の連続が、何らの裁判上の決定を連邦議会在、是認も否認も、黙認も指示しているかのよう解釈されてはならないと命じている。

## 第V章 考察

### 1. アン法典「取戻・復帰権」とアメリカ著作権法の関係

アン法典は11条の「取戻・復帰権」において、権利は、「著作者に戻るだろう」と規定し、終了権制度は、203条及び304条において「権利付与は終了することができる」と規定している。前章までで明らかなのは、アン法典の「取戻・復帰権」と現行のアメリカ著作権法の終了権制度は、その本質的で重要な部分である「復帰」について同一であるということである。

アン法典は、その目的を「学者が役に立つ本を書くよう奨励する」と発表し、従前の体制である印刷業者の特権としての最初の受益権である著作権の権利の中心を、著作物の実際の著作者のために、印刷業や出版社から著作者に著作権の権利を移動させた<sup>62)</sup>のである。この目的から明らかなようにアン法典が「取戻・復帰権」を採用した背景には、著作者の交渉上の弱い立場を考慮し、著作者の著作物の成果から実際の利益を保障することがあった。したがって著作権の保護を受けられるのは、著作者や著作権者であったにもかかわらず、11条の「取戻・復帰権」は著作者に与えられた特別の権利となり、その権利を享受するのは著作者に限られ、二度目の期間において、著作者に権利が戻るためには、著作者の生存という要件が必要になったのである。

アン法典施行後、書籍商組合は著作者保護を名目に保護期間の延長を求め続けてきた。一方、著作者は法律上、自分たちの権利が認められ、保護されたことに十分満足し、保護期間や復帰権に対する関心はあまり高くなかったようである。アダム・スミスは出版社との間で一定額を受け取るほかに、利益率による配当を得ることに成功していた<sup>63)</sup>ようであるが、このようなことは稀であり、著作者は著作権を売却しなければ成功の望みはほとんどなく、その際も、法定の14年間分の著作料が払われなかったことも少なくなかった。なぜなら出版後2、3年以上の販売に耐えうる著作物は非常に少なく、2、3年で売れなくなってしまふからである。著作者が直接読者にアピールして販売することは1700年代にはほとんど不可能であり、実際のところ、著作権の保護期間が長ければ著作者に有利となるのは18世紀末になってからであった。

アメリカ著作権法は、最初の1790年法において、アン法典と同様に、著作権の保護に時間的な制約を設けている。しかしここで注意しなければならないのは、著作権の更新期間を含めた保護期間の議論と復帰権とは別のものであるということである。

合衆国憲法制定前の各州法で多数採用されていた「取戻・復帰権」は、1790年法では採用されなかった。1790年法が復帰権の採用を見送った背景には「契約自由の原則」があったからである。その後の1831年において、著作者に与える保証を拡大するという目

62) Jane C. Ginsburg. 前掲注10) (2009)

63) Bently, Ginsburg 前掲注10) (2010)

的において、著作者が更新期間に生存しているという条件を削除し、誰が更新期間の権利を要求できるかについて明確にし、実質的に更新期間の権利を与えることによって、保護の強化を図ったのであるが、1831年法も1790年法と同様に、更新制度の目的はあくまでも「独占的権利の継続」であり、このことはすなわち「取戻・復帰権」とはその性質が異なることを意味している。

ところが、その後の1909年法においては、第Ⅲ章に示したとおり、更新制度である二つの期間の構造の意義が改めて確認され、更新期間に復帰の効果を与える議論が巻き起こったのである。

1909年法の立法経緯<sup>64)</sup>を確認すると、1909年法の修正案において、保護期間と復帰権に関する諸条項は顕著に表れており、その提案は、1906年にキトリッジ上院議員とキャリアー下院議員によってなされ、まず著作権の保護期間については著作者の死後50年に延長し、1831年法で保護されている既存の著作権の更新期間については、著作物の著作者が生存していれば著作権は著作者に復帰し、これは憲法の方針に従って「著作者のために」行われるべきものと主張された。

これに対し、出版社は著作権の保護期間を著作者の生存期間を基礎として延長することに異議を唱え、また受益者についても、1831年法同様、著作者の残された配偶者と子供に制限するべきであると主張した。その他、アメリカ著作者著作権連盟の代表が、「著作者の創作意欲のためには著作権の延長について最大限の利点がなければならない」と主張する一方で、アメリカ法曹協会の委員長、アーサー・スチュアートは保護期間の延長は「出版社の利益のために」と主張し、出版社对著作者の権利に関する議論が巻き起こっていった。

そして復帰権については、その乱用が指摘される場面もあり、必ずしも著作者にとって有利な条件で再契約できるかどうかは不確かであるから、最初の期間と更新期間の著作権使用料を一定にする案が出されるなどした。しかし第Ⅲ章に示した、キャリアー委員長がマーク・トウェインから聞いたオフレコの話にあったように、1909年法に先駆けた聴聞会のときにはすでに、著作者に更新期間の権利が復帰することの重要性が理解されていたのである。

そして成立した1909年法は、1831年法の主要なアプローチを保持することとし、保護期間については、著作者の生涯に基づく単一の期間を採用するよりむしろ更新期間に14年を加え合計28年間とし、最初の公表から56年間という保護期間の延長は達成された。また、委員会は、本格的な検討の後、更新期間を保持することが著作者に明確に有利であると決定し、その理由として、著作者が比較的わずかな金額で著作権を出版社に完全に販売することは、まれではなく、28年の期間が生存期間を超えて著作物が大成功をおさめ

64) Lionel Bently & Jane C Ginsburg, "The Sole Right ... Shall Return to the Authors": Anglo-American Authors' Reversion Rights From The Statute of Anne to Contemporary U.S. Copyright, University of Cambridge Faculty of Law (2011) 62-68.

るとしたら、更新期間は著作者の独占的権利であるべきであり、現行法のようにその権利を奪われることがないように、法律は作られなければならない、と述べ、このことは、通過した下院報告書が、更新期間の譲渡不可を支持しているとも受け取れるものである。

以上のように、1909年法では更新期間の権利を保持することが、著作者にとって有利だという認識が広がってきたことが分かる。これは1831年法のころから状況が変化し、更新期間の権利を著作者や法定相続人に与えることによって、弱い立場にある著作者を法によって保護し、その保護による利益を著作者が現実的に享受できていたことから裏づけられたのである。

こうして1909年法は、直接的にアン法典の「取戻・復帰権」や終了権制度と同様とまではいえないが、23条の「更新期間の権利を……取得する」は復帰を見込んだ規定ということがいえるであろう。ただし、1909年法では元々議論のあった、保護期間の延長の受益者については明示せず、また既存の著作物における著作権の更新期間の14年の延長部分や、新しい著作物のための28年の更新期間の事前の譲渡可能性についても明記しなかったが、このことは、1976年法の終了権制度によって明らかにされることになった。

アン法典の「取戻・復帰権」は、14年の最初の期間経過後は著作者に自動的に著作権が戻るようになっており、著作物の登録は不要であった。一方、終了権制度は、終了権を行使するには終了の通知が必要であり、著作物の登録も必要である。さらにこれまで不明となっていた譲渡不可が明文上明らかになり、著作者が事前の契約において終了権を行使することを放棄するか、差し控えることを意味した反対の合意があったとしても、このような契約によって著作者も相続人も制限されないことになったのである。

終了権制度は、1978年1月1日以降に創作された著作物は2013年から順次その終了権行使の時期を迎えることになる。すなわち、アメリカ著作権法においても、アン法典の「取戻・復帰権」同様、著作者の交渉上の弱い立場を考慮し、著作者の著作物の成果から実際の利益を保証するという目的を終了権制度によって達成することができたのである。このことはすなわち、「取戻・復帰権」は1976年法の終了権制度において真の意味で、アメリカ法の制度になったといえる。そして著作者の元に再び権利が戻るために、二つの期間を採用したこと、ここにアン法典の「取戻・復帰権」とアメリカ著作権法の「終了権制度」に共通する大きな意義があるといえる。そして終了権制度は譲渡不可の規定を含んだことにより、それをさらに高めたのである。終了権制度は学問の奨励と著作者保護のもと、正に読者と直接接触のできる現代の社会に適応し、著作物の真の価値を評価する二度目の機会を著作者に与えた規定なのである。

## 2. 日本法への示唆

本稿において取り上げた終了権制度について、今後、日本法においてはどのように検討を進める必要があるだろうか。

日本の著作権法には終了権のような規定は存在しない。著作権の譲渡については、著作

者を保護する規定が著作権法 61 条 2 項にあるのみである。昨年、出版権設定の規定である著作権法 79 条が一部改正されたが、その趣旨は「近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行う」というものであった。日本において、終了権制度の導入について議論するのであれば、この改正が大きな機会であったことはいうまでもないが、そのような議論がなされた記録<sup>65)</sup>は見当たらなかった。

アメリカ著作権法における終了権制度は、著作者の弱い立場を考慮し、その契約が必ずしも著作者にとって有利な条件のものとは限らず、したがって一定の期間経過後は、著作者にその権利が復帰することに価値を認めたのであるが、日本で同様に復帰権の導入が議論されるのであれば、反発が予想される業界団体などの意見を上回って、その必要性が認められなければならないが、まだその段階にきていないのが現状である。

しかし、日本には、明文の規定はないが、信義則にもとづいて、「事情変更の原則」という法理が容認されている。今日の通説的な理解によると、①契約成立時にその基礎となっていた事情が変更すること、②事情の変更が当事者の予見したもの、または予見しえたものでないこと、③事情変更が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたこと、④事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること、という 4 つの要件が満たされた場合に、契約の改訂または解除が認められる<sup>66)</sup>。「事情変更の原則」に関する近時の最高裁判決<sup>67)</sup>においてもその検討がなされ、通説的な要件が示されている。

たとえば、音楽著作物について考えてみる。本件音楽著作物は放送局 A の依頼により著作者 B によって制作され、C の歌唱により録音された。当初、本件音楽著作物は、放送局 A の番組内で使用する楽曲として制作されたものであり、完成した楽曲を番組内で放送したところ、予想を超えて視聴者の評判がよかったことなどから、CD での発売が決定した。そして CD が発売されると、予想をはるかに超えて大ヒットとなったのである。

事実関係によれば、本件楽曲は、放送局 A の番組内で使用される目的で制作されたものであり、契約に関しては、著作者 B は「作曲・演奏の委嘱および音源制作の委託等の契約」及び「著作権契約」を締結し、制作の対価を収受し、さらに放送回数や CD 売上に応じた著作権使用料を受け取っている。一方、C は歌唱につき出演に関する発注書を受け取り、「楽曲協力及び出演料」とう名目で 5 万円を収受したのみであり、歌唱印税などは一切受領しておらず、今後も受領の見込みはないという。

放送局 A と著作者 B の契約は使用の範囲をどこまで想定したものであったのかは明らか

65) 「出版物に関する権利（仮称）法制度骨子案」（2013 年 2 月 19 日）<http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyoukai121108.pdf>

66) 吉政知広「事情変更法理と契約規範」有斐閣（2014 年）10 頁。

67) 最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 卷 6 号 2452 頁「ゴルフクラブ会員権等存在確認事件判決」。

かではないが、恐らく当事者間においては、その契約が締結された時の事情がそのまま続いているものと予想される。

一方放送局 A と C の契約はどうであろうか。放送局 A と C の契約について検討してみると、C の受け取った発注書は例えば、実演家譲渡契約が含まれていたと便宜的に解釈すれば、番組の放送による歌唱印税は譲渡済みということになり、C が受け取ることはないであろう。しかし CD については C が歌唱したものをそのまま使用しており、要件①の契約成立時にその基礎となっていた事情が変更すること、に該当することも考えられる。②の予見不可能かどうかについては、後日 CD が発売されることや、発売した CD が大ヒットすることが予見不可能とはいきれない。また、③帰責事由がなかったともいえないのではないだろうか。そして、④信義則上著しく不当であると判断する余地があるかどうかであるが、今回のケースでたとえ信義則上不当であると判断しても、「事情変更の原則」の4つの要件をすべて満たしているとはいえないだろう。

「事情変更の原則」はその根拠として信義則を引き合いに出しているのであるが、適用には4つの要件をすべて満たしえる必要があり、そのような状況はそう多くはないと考えられる。したがって、契約の解消を認めるにはそれなりの理由が必要なのであるが、著作権法上の再交渉の機会を得るために、「事情変更の原則」を適用することには無理があると言わざるを得ない。

ただし、日本には「事情変更の原則」が具体的な規定となっているものがすでに存在する。民法 589 条「消費貸借の予約と破産手続の開始」、民法 610 条「減収による解除」、借地借家法 11 条「地代等増減請求権」借地借家法 32 条「借賃増減請求権」、その他にも特定商取引法にはクーリング・オフ制度である。

このことからすれば、あらかじめ事情変更が予想される著作権に関する取引についても、当初の契約が不当とは言えないまでも、著作物の真の価値は、多くの場合、公表後相当時間を経ない限り不明であり、必要にせまられた著作者は、その価値がはっきりしないうちに著作権を譲り渡してしまうことが少なくないことから、このような事情を考慮し、弱い立場の著作者の保護を考えるならば、終了権制度類似の制度の導入、すなわち、著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もしくは非独占的な使用許諾の付与は、一定の期間経過後に著作者は再交渉請求権、または契約の解除権を得る、というような規定の導入について検討の余地があるのではないだろうか。

## 第Ⅵ章 おわりに

終了権制度は、1978年1月1日以降に創作された著作物は2013年から順次その終了権行使の時期を迎えることになる。すなわち、アメリカ著作権法においても、アン法典の「取戻・復帰権」同様、著作者の交渉上の弱い立場を考慮し、著作者の著作物の成果から実際の利益を保証するという目的を終了権制度によって達成することができたのである。

アン法典の「取戻・復帰権」とアメリカ著作権法の「終了権制度」に共通して言えること、それは著作者の元に再び権利が戻ること、すなわち復帰権であること自体に最大の意義があり、終了権制度は譲渡不可の規定を含んだことにより、その有用性をさらに高めたといえる。

アメリカがかつてそうであったように、日本も契約自由の原則を尊重する立場においては、終了権制度の導入も、事情変更の原則に理解を示すことも難しいのかもしれない。しかし私人間の契約を合理的に考えるならば、終了権制度をその手段として導入することが望ましいのではないかと考えている。

## 《巻末資料》

### 第 I 章 1710 年のアン女王著作権法<sup>68)</sup>

印刷された書籍の複本を、本法で定める期間、著作者ないしはその複本の購入者に付与することによって、学問を奨励するための法律<sup>69)</sup>

#### 第 1 条 (前文)<sup>70)</sup>

印刷屋、書肆、その他の者は、最近しばしば、書籍や著作の著作者や著作権者の同意なく、書籍やその他の著作を勝手に印刷、再刷、発行し、ないしは印刷、再刷、発行させ、著作者や著作権者に非常に甚大な被害を負わせ、あまり頻繁に著作者や著作権者とその家族を破産に追いやっている。それ故、将来のため、そして博識ある人々が有用な書籍を構想し執筆することを奨励し、そのような慣例を防止するために、現在会衆している議会において、上院の聖職者議員 (Lords Spiritual) と世俗議員 (Lords Temporal)、下院議員の助言と同意によって、議会の権威によって、1710 年 4 月 10 日から、以下のように制定され、女王陛下によって制定されることを陛下に奏上する。

#### 第 2 条 (著作権の期間、違反と没収、登録、登録簿の閲覧と証明書の交付)

1710 年 4 月 1 日より、既に印刷された書籍の著作者であって、他者に当該書籍の複本を譲渡していない場合には、その著作者、書肆、印刷屋、その他、その書籍を印刷、再刷するために、その書籍の複本を購入し、取得した者は、その書籍を印刷する独占的権利と自由を 1710 年 4 月 10 日から、21 年間保有し、それ以上ではない。

すでに執筆されたが未だに印刷も発行もされていない書籍あるいは、本法制定後の著作

68) An act for the Encouragement of Learning, by Vesting the Copies of Printed Books in the Authors or Purchasers of such Copies, during the Times therein mentioned (Statute of Anne, 8 Anne, ch. 19, 1710) .

69) アン法典の日本語訳には、松川前掲注 3) (2014 年) 99～106 頁を参照。

70) 原文には、条文数および見出し語の記載はない。条文数は英米で講学上付された数字であり、各条文の見出し語は、訳者が便宜上付したものである。

者、その権利譲受人は、その書籍を最初に発行する日から数えて14年の期間、その書籍を印刷し再刷する独占的自由を有する。ただし、それ以上ではない。

他の書肆、印刷屋、その他のいずれかの者が、1710年4月10日以降、前述のように本法によって付与され制限された期間内に、とりあえず著作権者がその2名以上の信用できる証人の面前で署名した同意を取得せずして書籍を印刷、再刷、輸入し、ないしは印刷、再刷、輸入させた場合、あるいは、著作権者の同意がなく、その書籍がそのように印刷ないしは再刷させたことを認識して、前述のように、とりあえず、その同意を得ることなく、その書籍を販売、発行、販売のための陳列し、販売させ、発行させ、販売のために陳列させた場合には、そのような違反者は、その書籍の複本の著作権者に対して、その書籍およびその書籍の一部であるすべての各シートを没収されなければならない。その著作権者は直ちにそれらの紙を波状に裁断 (Damask) し、廃紙にしなければならない。

さらに、そのような各違反者は、本法の本当の意図と意味に反して、印刷済みの、印刷中の、発行され、販売のために陳列され、違反者が管理 (custody) するシートごとに1ペニーを、ウェストミンスター女王陛下の記録裁判所 (Courts of Record) において、金銭債務訴訟 (Action of Debt)、エクイティの訴状 (Bill)、告訴 (Plaint)、検察官による公訴 (Information) によって、没収されなければならない。その半分は、女王陛下、その相続人およびその継承者に、残りの半分はそれを回復させるために訴えた者に分けられる。そこでは、雪冤宣誓 (Wager of Law)、審理不出頭申し立て (Essoign)、免責 (Privilege)、保護令状 (Protection) あるいは2回以上の訴答期限猶予 (Impar lance) の申請は許されない。

そのような各書籍の著作権が、その著作権者に保証されることが本法によって意図されていることが確認され、同様に、そのような書籍の印刷ないしは再刷のため、そのような著作権者の同意が、随時、知られるようになる規定が定められなければ、多くの者は、不知によって本法に違反するかも知れないので、前述の権威によってさらに、以下のように定められる。

したがって、さらに、前述の権限によって、以下のように制定される。各登録には6ペンスが支払われなければならないが、それ以上ではなく、仮に、今後発行される書籍の複本の題目がその発行前に書籍出版業組合 (Company of Stationers) の登録簿 (Register-Book) に登録されない限り、あるいは、前述のように、著作権者の同意が同様に登録されなければ、書肆、印刷屋ないしはその他何人かが、前述のように同意がなく、その書籍を印刷ないしは再刷したとしても、本法で定める没収であれ罰金であれ、それらの者に科すために拡大して解釈されるものは本法には何もない。

前述の登録簿は、前述した目的から、料金も手数料もなく、書肆、印刷屋、その他の者にとって合理的で都合のよいときに、それらが赴き、閲覧させられなければならない。前述の書籍出版業組合の事務員 (Clerk) は、しばしばそうであったように、求められた時には、署名した、そのような登録の証明書 (Certificate) を交付しなければならない。そ

して証明書1枚ごとに、6ペンス以内で手数料を取ることができる。ただし、それ以上でない。

#### 第11条（著作者の取戻・復掃権）

常に定められる。前述の14年の期間が終了後、複本の印刷ないしは処分の独占的権利は、その著作者がその時に生存していたならば、さらに14年間、その著作者に戻るものとする。

## 第Ⅱ章 アメリカ著作権法

### (1) 1790年著作権法（Copyright Act of 1790, 1 Statutes at Large, 124 (Mai 30,1790)）<sup>71)</sup>

第1条 アメリカ合衆国連邦議会上院及び下院によって以下のように制定される。本法が成立してから以降、合衆国内ですでに印刷されたすべての地図、海図、書籍の著作者が合衆国の市民ないしは合衆国内に居住する者であれば、著作者及びその地図、海図、書籍の著作権を他人に移転せず保有し続けている遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、後に定めるように、書記官室でその題号を登録してから14年間その著作権を有する。さらに、すでに印刷された地図、海図、書籍を印刷、再刷、発行、販売するためにその著作権を保有、購入、合法的に取得したその他の者は、その者が合衆国の市民ないしは合衆国内に居住する場合には、その者、権利譲受人、遺言執行人、遺産管理人は、その地図、海図、書籍を印刷、再刷、発行、販売する独占的な権利と自由を、後に定めるように、書記官室でその題号を登録してから14年間保有することができる。

さらに、すでに作成、創作されたが、印刷ないしは発刊されていない、あるいは、本法制定後に作成され、創作される地図、海図、書籍の著作者が、合衆国の市民であるか、合衆国の居住者である場合には、その著作者、その遺言執行人、遺産管理人、あるいは権利譲受人は、そのような地図、海図、書籍を印刷し、再刷し、発行し、販売する独占的な権利と自由を、前述のように書記官室でその権利を登録した時から14年という同一の期間保有することができる。そして、仮に、前述の期間の終了時に、著作者、あるいは、複数の著作者のうちの一人在生存し、それが合衆国の市民ないしは合衆国の居住者である場合には、その著作者、その遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、同一の排他的権利を継続して有する。

定められる。著作者ないしはその遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、後に定める方法と同じように、前述の最初の14年の期間が終了する6ヶ月前までに、その題号を登録、発行させなければならない。

71) <http://copyright.gov/history/1790act.pdf> 松川実「《翻訳》英米知的財産権法制資料—1789年米著作権特許法案、1790年米特許法、1790年米著作権法、1791年ジェファーソン特許法案、1793年米特許法—」青山法学論集54巻2号（2012年）98～99頁を参照。

(2) 1831年著作権法<sup>72)</sup>

「著作権に関する諸法律を修正するための法律」

第1条 会衆したアメリカ合衆国連邦議会の上院および下院によって以下のように制定される。合衆国の市民ないしは居住者であって、本法成立後、書籍、地図、海図、楽曲を作成し、作曲したが、それらが印刷も発行もされていない場合、あるいは、本法成立後に、書籍、地図、海図、楽曲を作成し、作曲した場合には、その者は著作者として、あるいは、発明、設計、食刻、彫刻、刺繍し、ないしは、彫刻させ、食刻させ、自分のデザインないしは何らかの捺染あるいは彫版から刺繍させた者、さらにその遺言執行人、遺産管理人、権利承継人は、そのような書籍、地図、海図、楽曲、捺染、版画、あるいは彫版を全体としてあるいは部分的に、印刷、再版、発行、そして販売する独占的権利と自由を、その題号が記録されてから28年間、以下に定めるように保有する。

第2条 そして、さらに以下のように制定される。前述の期間の満了時に、著作者、発明者、デザイナー、彫刻師、あるいはその著作物がもともと2名以上の者によって作曲され、作成された場合には、それらの者のいずれかが、未だに生存し、合衆国の市民ないしは居住者であり、あるいは死亡しているが、その未亡人、子供のいずれかあるいは全員が生存している場合には、同一の排他的権利は、そのような著作者、デザイナー、彫刻師、あるいはすでに死亡している場合には、その未亡人と子供に引き続き14年間の期間、継続する。定められる。同様に保証された著作物は、その題号が再度登録されなければならない。もともとの著作権に関して、本法で要求される以外の要件は、更新された著作権に関して遵守し、最初の期間の満了6ヶ月前までに履践していなければならない。

第16条 そして、さらに以下のように制定される。著作権が書籍、地図、海図、捺染、挿絵ないしは彫刻の著作者、発明家、デザイナー、彫刻家ないしはそれらの著作者によってすでに取得されていた時には常に、著作者ないしは、複数の著作者がいる場合にはそのいずれか、発明家、デザイナー、彫刻家が、本法の成立時に生存していた場合には、著作者、複数の著作者のうち生存する者、発明家、彫刻家、デザイナーは、書籍、海図、地図、捺染、挿絵、彫刻に対して、追加の期間も、著作権の最初の登録から経過した期間を合算して28年間、本法のあらゆる規定の利益とともに、同一の排他的権利を有し、その未亡人、子どもにも、本法に基づきもともと保証された著作権との関係で定められたように、最初の期間が満了する時点で、著作権を更新する同一の権利が認められる。そして、著作者、発明家、デザイナーないしは彫刻家が本法の成立時に生存していない場合には、

72) [http://copyright.gov/history/Copyright\\_Enactments\\_1783-1973.pdf](http://copyright.gov/history/Copyright_Enactments_1783-1973.pdf) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法制資料—1802年米著作権法、1831年米著作権法、1856年米著作権法—」青山法学論集54巻3号(2012年)50～56頁を参照。

その相続人、遺言執行人、遺産管理人は、著作権の保証のために本法のあらゆる規定の利益とともに、前述の著作権を同様に排他的に享受する権限を前述の著作権の最初の登録から28年の期間認められ、著作者、デザイナー、発明家ないしは彫刻家の未亡人、子どもにも、本法に基づきもともと保証された著作権の関係で定められているように更新の類似の特権が認められる。定められる。本法は、それ以前に保証され、その期間がすでに満了した著作権に拡大してはならない。

### (3) 1909年著作権法<sup>73)</sup>

第23条 著作物が著作者の正しい名前を示すか、または匿名でまたは変名を使って発行されることにかかわらず、この法律によって保証された著作権は、最初の公表の日付から28年間続くものとする。規定される。どんな遺作の場合でも、またはどんな定期行物や百科事典、またはその所有者によって本来固定された他の共同著作物または、法人（その他譲受人または個人の著作者から使用許諾を受けた者）または、職務著作物の著作権の所有者は、正式に登録された最初の著作権期間満了前の1年以内に更新と期間延長の申込書を著作権局に提出したときは、28年間の更なる期間の著作権の期間延長と更新の権利を取得する。そしてさらに規定される。定期行物や百科事典、またその他、共同著作物に個人の著作者の貢献が別々にその貢献を登録しているこれら著作物の著作者について、著作者が生存していたならば著作者が、著作者が死亡していたなら、寡婦、寡夫または子供に、著作者も寡婦、寡夫または子供もいない場合には、遺言執行人に、さらに遺言執行人もいない場合は著作者の近親者が著作権の最初の期間の終了前1年以内に、更新及び保護期間延長につき、著作権局に登録した場合には、さらに28年間の更新期間の権利を取得する。そしてさらに規定される。更新と保護期間の延長の登録を履行しなければ、いかなる著作物における著作権においても、最初の出版から28年間でその権利を終了するものとする。

第24条 現行法によって規定され、この法律が施行される時点で存在するいかなる著作物についても期間満了時に、著作者が生存していれば著作者に、著作者が生存していなければ著作者の寡婦、寡夫または子供に、著作者、寡夫、寡婦または子供のいずれも生存していなければ著作者の遺言執行人、遺言執行人がいなければ彼の近親者が、全ての保護期間としての更新期間の更新及び延長につき、この法律によって同等に保護されるものとする。しかしながら規定される。著作物が共同著作物の場合は、その著作権は元の所有者によって保護され、そのような所有者は、本条で承諾された更新と期間延長の権利の特権を取得するものとする。そのような更新と期間延長の申請を現存する期間満了前1年以内という期限内に著作権局に登録するものとする。

73) <http://copyright.gov/history/1909act.pdf>